

平成 27 年度 第 2 回長野市個人情報保護審査会 会議録（概要）

【日 時】 平成 27 年 7 月 24 日（金）午後 3 時～午後 5 時 15 分

【場 所】 長野市役所 第二委員会室（第一庁舎 8 階）

【出席者】 委員：栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員、和崎委員

職員：北澤総務部参事、広田情報管理室長、向林情報管理室係長

西澤情報政策課長補佐、湯本情報政策課係長、市川市民税課係長

【報 告】

- 1 長野市個人情報保護運用状況について
上記について説明を行った。

【議 事】

- 1 長野市個人情報保護条例第 39 条に基づく建議について
上記について説明を行った。
- 2 個人住民税に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（素案）について
上記について説明を行った。

【その他】

今後の日程等事務連絡を行った。

【主な内容（質疑・意見）】

○ 議事 1 について

（委員） 法律と条例の整合性を図るための総務省からのガイドライン的なものはないのか。

（事務局） 番号法に係るガイドラインは示されているが、条例は各地方自治体が定めるため、整合を図るためのガイドラインはなく、それぞれにおいて検討することになっている。

（委員） 個人情報保護法と条例の関係で、これまでの規定では、情報公開の妨げにならないように法人の役員を抜いている感じがある。

法人の役員に係る情報を個人情報に含めるとなると、個人情報の保護にシフトするようになるがそれで良いのかどうか。今回どちらを重点にするか条例で定めて良いという話なのか。法律の立場では、情報公開の方にシフトし、はみ出しを認めるという趣旨なのか。

（事務局） 制度の解説では、個人情報保護法制と情報公開法制で個人情報の定義が異なることはあり得るとしているが、実際に運用していく中で長野市として困ることにならないか検討していく必要があると考えている。

（委員） 番号法第 12 条では、死者の個人番号の保護も求めているという解釈が、正しいのか疑問である。番号法では個人情報は生存する個人に関する情報と謳われ

ており、特定個人情報とは、生存する個人の情報と個人番号とするならば、第12条の「…個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために…講じなければならない。」という「個人番号」は、特定個人情報の一部たる個人番号ではないか。

生存する個人の情報に個人番号がついたものが特定個人情報とするならば、特定個人情報そのものは、生存する個人の特定個人情報ではないか。死亡して個人番号が離れた瞬間に死者の個人情報を含むという解釈は論理的なのかどうか。そうでないのではないかという考え方もあるのかと思う。総務省や立法に携わった学者の考え方について情報があるか。

(事務局) 逐条解説では、番号法第12条の創設的効果は、「個人情報保護法制の対象となっていない者における個人番号の安全確保措置のほか、死者の個人番号を安全確保措置の対象とすることである。」としている。

また、制度の解説では、「番号法に基づく特定個人情報の規制は、死者の個人番号を含む情報には及ばず、生存者の個人番号を含む個人情報にしか及ばない。」としている。しかし、「死者に関する情報を個人情報に含めている条例については、かかる情報を個人情報の定義から除外する改正をするよりも、死者の個人情報に個人番号が付された情報を個人情報保護条例上はすべからく「特定個人情報」として位置づけ、番号法上の特定個人情報と同様の規律に服せしめる方法を選択する方が良いのではないかと思われる。」としている。

(委員) 論理的な構成としてではなく、準じてという考え方も良いのではないか。亡くなった人の個人情報も一定の範囲内で保護しないといけないという考え方も良いのではないか。

(委員) 死者の個人情報についても、引き続き保護することが望ましいということになるのか。個人情報から抜けるとまずいということか。

(事務局) 個人情報保護法等では、「個人情報」を「生存する個人に関する情報」とし、「開示請求権を行使しうるのは生存者であり、死者に関する情報が同時に遺族等の個人情報といえる場合には、遺族等の個人情報として保護すれば足りる(個人情報保護法の逐条解説より)」としている。なお、当該保護法では、死者に関する情報を「個人に関する情報」として保護している。

(委員) 死者の個人番号を引き続き保護すべきという考え方に疑問がある。

(事務局) 死者に関する情報については、不適切な使用等が行われた場合、相続人等生存者の権利利益の侵害に及ぶことから適切な管理が必要と示されている。

(委員) 商業登記簿謄本は、代表取締役は住所も公開されている。他の役員は住所は公開されていない。名前のみである。住所を公開しているのは、企業の社会的責任や、代表者の取締役の責任等から要請されていることではないか。

(事務局) 法人等の役員は、法人等に代わって当該法人等の行為を行う機関であることから、法人等の情報の一部であると考えられる一方で個人に関する情報としての側面もあることから、「個人情報保護法」では個人情報に含め、「行政機関電

算機個人情報保護法」では個人情報から除いている。

本市においては、個人情報保護条例では個人情報から除き、情報公開条例では、個人情報から除いていない。ただし、情報公開条例では、商業登記簿に登録されている法人の役員に関する情報は、公開する情報としている。

○ 議事2について

(委員) これは、すべて申告等が完結しているということが前提であると思うが、その前に、市民が申告するときいかに混乱なく軌道に乗せるかというところはどうなっているのか。

(事務局) 申告においてマイナンバーの利用が始まる前に、広報や申告書に記載要領を同封することで周知したい。

(委員) 今まで、支所等で決められた形で申告している人たちが、個人番号が無いことで申告できないという混乱をいかに防止するかがスタート地点だと思う。

その上に立って情報の漏えいをどうするか。その部分の検討が欠けている気がする。

(委員) 毎年3月15日までに申告するが、市から市県民税の申告の基礎になるものを提出するように通知がきたが、最近は来ていない。何かの理由で止めたのか。

(事務局) 基本的に、前年市県民税の申告書を提出いただいた方には送付させていただいている。基本的に、番号制度が始まると、委員報酬についても個人番号を提示していただき法定調書に記入することになる。確定申告にも記載する必要が生じる。、保険金の受け取り等にも個人番号の提示が求められる。

(委員) 要するに、いかに所得を把握するかということだと思う。

(事務局) 年明けには、番号を提示していただくお願いをすることになる。

(委員) すべて把握できると平等だが、把握できない分があると逆に不公平だと思う。

(事務局) 今回国会に提出された金融機関の口座との紐付けができれば把握はできると思う。

(委員) このシステムで包括できる部分と、横出し等、独自利用の部分はどこまでということを市民にはどのように周知するのか。

(事務局) パブリックコメントを実施する自治体もあり、実施しないで第三者の委員の皆様から御意見をいただく方法もある。市民の皆様の利便性の向上に努めるというもので負担をかけるものではない。たとえば、課税権のない所からの転入者には所得証明書を求めなくても済むことになる。

(委員) それをどこまでどのようにやるのかという周知についてはどうするのか。

(事務局) 広報で周知を行う予定。個々の業務については担当課が周知を行う。

(委員) 人によっては、なぜ自分の情報を知っているのかということになるので、実施事務については条例で決めて行うことをしっかりと周知する必要がある。